

公益社団法人日本ラクロス協会 裁定規程

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、公益社団法人日本ラクロス協会（以下、「当協会」という）が、倫理・コンプライアンス規程に定める処分手続きに関する事項を定めることを目的とする。

第2条 裁定委員会の設置

当協会は処分手続きを行うため、裁定委員会を設置する。

2. 裁定委員会は理事会から独立した諮問委員会として、中立かつ公正に運営されるものとする。

第2章 裁定委員会

第3条 裁定委員会委員

裁定委員は、コンプライアンス担当役員（以下、「担当役員」という）により人選されるものとし、担当役員は、裁定委員として適任である者を人選し、理事会に人選結果を答申するものとする。

2. 裁定委員は、理事会決議による承認を得て理事長が任命する。

第4条 裁定委員会

裁定委員会は、委員長を含め3名以上5名以内の裁定委員をもって構成する。

2. 裁定委員会の構成員には、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者（以下、「有識者」という）が1名以上含まれていなければならない。

3. 裁定委員会の手続きの対象事案に何らかの形で関与したことがある裁定委員および当該事案に利害関係を有する裁定委員は、当該事案に関して裁定委員として手続きに加わることはできない。

4. 第3項または前項等により、裁定委員が3名以下になったときには、第2条の手続きに則り、臨時に裁定委員を任命する。

第5条 裁定委員の任期

委員長および裁定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選定された裁定委員の任期は、前任者または現任者の残任期間と

する。

3. 裁定委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条 委員長・招集・議長

委員長は裁定委員が互選する。

2. 裁定委員会は、倫理・コンプライアンス規程第4条に定める違反行為と疑われる事案が発生した場合に、委員長が招集する。

3. 裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

4. 裁定委員会は、裁定委員の過半数の出席がなければ、議決することができない。

5. 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

6. 委員長に事故がある場合は、裁定委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

第7条 所管事項

裁定委員会は、倫理・コンプライアンス規程第3条に定める当協会の関係者（以下、「当協会関係者」という）が、同規程第4条遵守事項に違反する事実について調査、事実認定を行い、処分意見を記載した処分案を作成し、これを理事会に答申する。

第8条 内部通報窓口

裁定委員会は内部通報窓口を設置する。

第3章 処分手続き

第9条 事実調査の開始

担当役員は、内部通報窓口その他の連携を通じて、事実調査が必要であると判断した場合、裁定委員長に対し、事実調査および遵守行為の違反があった場合には処分案の答申を求めるものとする。

2. 当協会役員は、遵守行為の違反のおそれがある情報に接した場合は、速やかに担当役員に報告する。但し、当該情報が担当役員に関係する場合には、裁定委員長に直接報告する。

第10条 事実調査パネルの選任

裁定委員長は、前条に定める請求を受けて、裁定委員会の委員の中から、当該事実調査を実施するための事実調査パネルを構成する委員を選任する。

2. 事実調査パネルを構成する委員は、1名以上とする。

3. 事実調査請求に係る事実または当事者と利害関係を有する者は、事実調査パネルを務めることができない。事実調査パネルに選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該委員は、事実調査パネルを辞任するものとする。

4. 裁定委員長は、必要に応じて、有識者に対し、事実の調査の協力を求めることができる。

第11条 事実調査

事実調査パネルは、事実調査請求のあった事項について、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。

2. 事実調査パネルは、必要に応じて適宜、当協会関係者および当該行為時点の当協会関係者に対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

3. 当協会関係者および当該行為時点の当協会関係者は、前項の事実調査パネル等の調査に協力しなければならない。また、調査協力の際に虚偽報告等、調査を妨げる行為を行った場合には、倫理・コンプライアンス規程における違反行為として、処分の対象となる。

第12条 事実調査パネルの審理

事実調査パネルの審理は、事実調査パネルに選任された委員全員および第10条4項において協力した有識者全員の内、3分の2以上の出席をもって開催し、議決は出席者の過半数をもって行う。

第13条 事実調査の報告

事実調査パネル等は、事実調査終了後速やかに、裁定委員長に対し、次に掲げる事項を含む書面をもって事実調査の結果を報告する。

- (1) 審査対象者の表示
- (2) 事実調査の対象として申し立てられた事実に関する調査結果
- (3) その他の調査結果
- (4) 証拠の標目
- (5) 報告日

2. 事実調査パネルは、裁定委員長による選任から、3ヶ月以内に前項の報告を行わなければならない。ただし、3ヶ月以内に調査を完了することが困難な場合、事実調査パネルは、裁定委員長にその旨を報告し、報告期限の延長を求めることができる。

第14条 暫定的処分

裁定委員長は、前条に定める事実調査の過程において、審査対象者について重大な遵守事項の違反が存在する蓋然性が高く、直ちに処分をする必要があると判断した場合、審査対象者に対し、暫定的な処分を実施するよう、理事会に求めることができる。

2. 理事会は、前項に基づき暫定的な処分を実施する場合は、審査対象者に対し、書面をもって暫定的な処分を通知する。

第15条 処分審査の原則

裁定委員会は、事実調査パネルからの事実調査の報告を受けて、中立、公正かつ迅速に審査し、処分案を決定する。但し、当該議決は3名以上をもって行うものとする。

2. 処分案の議決に際して、事実調査パネルは参加してはならない。

3. 処分案の議決に参加する委員が2名以下となる場合、議決参加者が3名以上になるように、裁定委員長は、中立的な立場である役員もしくは有識者を加える。

第16条 審査手続の開始

裁定委員会は、審査対象者に対し、速やかに事実調査パネル等から提出された報告のうち、適用されるべき処分案および遵守事項の違反に係る事実の要旨を送付し、審査手続を開始する。

第17条 審査対象者の弁明

審査対象者は、前条の要旨が審査対象者に発信された日から原則3週間以内、もしくは裁定委員会がこれより短い期間が相当と判断した場合には相当期間内に、書面にて処分の理由に対する認否及び弁明を裁定委員会に提出することができる。

第18条 聴聞の機会

裁定委員会は、必要があると判断した場合、審査対象者から、直接、弁明・意見等を聴く機会を設けることができる。聴聞場所および聴聞期日は、裁定委員会が都度定める。

2. 第1項の定めにかかわらず、審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合、裁定委員会は審査対象者を聴聞することを要しない。

第19条 適正な処分のための措置

裁定委員会は、必要に応じて関係者からの事情聴取、現地調査をするなど必要な追加調査を行うことができる。

第20条 処分案の答申

裁定委員会は、審査終結後2週間以内に、理事会に対して、書面をもって当該事案の処分案を答申する。

第21条 処分の決議

理事会は、裁定委員会の答申を審議し、処分の決議を行う。なお、理事会は、裁定委員会

の答申を尊重するものとする。

2. 前項の決議に基づき、理事会は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分の決定を通知する。

第22条 処分決定に対する異議申立

処分決定に不服がある場合は、処分決定の通知があった日から1ヶ月以内に限り、理事会に対して異議申し立てをすることができる。

第23条 公表

当協会は、その裁量により、理事会において決議した処分の概要を公表することができる。

第24条 遡及適用

本規程の施行以前の行為で、当該行為当時の規則等により違反行為とされる行為について、理事会が当該違反行為に対して処分を決議していない場合、本規程を適用する。

第25条 秘密保持

本規程に基づく業務に関与する者は、業務上得た情報を必要最小限の範囲を超えて他者に共有してはならない。

第4章 補則

第26条 規程の改廃

本規程の改廃は、理事会の決議による。但し、事前に裁定委員会の同意を得ることとする。

附則

本規程は、令和7年1月1日から施行する。

令和6年11月16日 制定

公益社団法人 日本ラクロス協会